

議案第 27 号
宝塚市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

資料 1 宝塚市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正内容

介護保険料の減免申請について、宝塚市介護保険条例第 13 条から、減免申請期限を削除する条例改正を行います。

2 改正理由

介護保険料の減免申請については、厚生労働省の参考条例を受け、申請期限を普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限の日まで、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払に係る月の 2 月前の 15 日までとしています。

しかしながら、当該年度保険料の決定が 7 月であり、特別徴収の第 1 期（4 月）から第 3 期（8 月）については、決定通知書の到達時には既に期限が過ぎていること、また、決定前に減免を希望されても、審査することができないことから、減免申請期限を保険料決定通知書発送後年度末までと要領に規定し、減免申請を受け付ける運用を行っています。

なお、普通徴収についても、特別徴収と普通徴収は被保険者の意思で選択できず、徴収方法ごとに期限を分けた場合、家族内で申請期限が異なるなど、混乱を招く恐れがあることから、特別徴収と同様に年度末までは受け付けるものとし、統一した取り扱いを行っています。

令和 3 年度の定期監査において、条例の定める内容と実際の運用が異なっており、かい離を解消するよう指摘を受けたため、近隣市町の状況も鑑み、今般、条例改正を行うものです。

3 近隣市町の状況

	市町名	申請期限
1	尼崎市	記載なし
2	西宮市	記載なし
3	川西市	記載なし
4	三田市	記載なし
5	猪名川町	記載なし
6	芦屋市	参考条例通り
7	伊丹市	ほぼ参考条例通り
8	宝塚市	ほぼ参考条例通り

4 施行期日

公布の日から施行します。